

独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則（抜粋）

平成16年4月1日

規則第1号

最終改正平成26年6月27日

第3章 内部組織等

（大学ポートレートセンター）

第9条 大学ポートレートセンターにおいては、研究開発部及び評価事業部と連携して大学情報の収集・管理・公表・活用及び人材育成に関する業務を行う。

- 2 大学ポートレートセンターにセンター長を置き、理事又は教授をもって充てる。
- 3 大学ポートレートセンターに、センター事務室を置く。
- 4 センター事務室に室長を置き、事務職員をもって充てる。
- 5 センター長は、センターの事務を掌理し、室長は、センター長を補佐して、室の事務を処理する。

第8章 大学ポートレート運営会議

（大学ポートレート運営会議）

第19条 機構に、大学ポートレートによる情報の公表・活用など運営に関する重要事項について審議する大学ポートレート運営会議を置く。

- 2 機構長は、大学ポートレートの運営に関する重要事項の決定にあたっては、大学ポートレート運営会議の審議結果を十分尊重することとする。
- 3 大学ポートレート運営会議は、委員12人以内で組織し、委員は、機構長が委嘱する。
- 4 大学ポートレート運営会議に、大学ポートレートの運営に関し専門の事項を調査するため、専門委員を置く。
- 5 専門委員は、機構長が委嘱する。
- 6 委員、専門委員は非常勤とする。
- 7 委員、専門委員の任期その他大学ポートレート運営会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成26年6月27日）

この規則は、平成26年7月1日から施行する。